

住吉通都市景観協定書

1. 目的

この協定は住吉通が名古屋の都心地区の中で「美と食のクロスオーバータウン」、「食文化の発信基地」の機能を分担することを願い、沿道関係者のまちづくりに対する意思統一を図り、調和のとれた魅力的なまちづくりを進めることを目的とする。

2. 名称

この協定の名称は、住吉通都市景観協定とする。

3. 区域

この協定の区域は中区栄三丁目の一部（別添図のとおり）とする。

4. まちづくりの基本目標

- (1) 来街者に心地よさを提供する「おもてなしのできるまち」をつくる。
- (2) 街並みに「和」の心を持つ都会的なまちをつくる。
- (3) 居住者、来街者とも、安心して楽しみながら歩ける安全なまちをつくる。

5. 景観形成の基準

(1) 建築物

デザイン性に配慮し、まちなみに調和した個性あふれる建築物を心がける。

(2) 広告物・工作物

デザイン性に配慮し、街のにぎわいの演出に寄与するものとする。また、広告物は氾濫を避け、秩序ある掲出につとめる。

(3) 歩道の使用

まちの美観を損ない、歩道を通行する者の妨げとなるものは置かないようにつとめる。

(4) まちの美観

まちの清掃につとめ、ごみ出し等のマナーを守り、美しい街をめざす。

6. 自主管理運営組織

まちづくりの基本目標に掲げるまちづくりを進めるため、区域内的の住民、事業者、企業者等により自主管理組織「住吉通商店街振興組合」（以下「会」という。）を組織し、本協定に定める内容に基づき自主管理を行う。

7. 有効期間

平成 29 年 7 月 19 日から平成 39 年 7 月 18 日とする。

8. 協定に違反した場合の措置

会は、この協定に違反すると判断した場合、適当な方法による注意又は改善要求を行い、改善措置がとられるよう求める。

9. 協定の変更又は廃止

会は、変更があると認めるとき、この協定を変更又は廃止することができる。ただし、この協定を締結した者のうち過半数の同意を要する。

10. その他

上記各事項の細目については、必要に応じて別途取り決める。

平成 29 年 7 月 4 日